

市内事業所応援キャンペーン 桜井サポート商品券事業の実施について

【事業趣旨】

桜井市では新型コロナウイルス感染症関連経済対策として、市民の生活支援と市内事業者の支援を目的として、市内全世帯を対象として市内の登録店で利用できる桜井サポート商品券を配布いたします。

【配布対象者】

令和2年7月1日時点において、桜井市住民基本台帳に記録されているすべての世帯（市内の全世帯、約24,800世帯）

【利用期間】

8月1日（土）～9月30日（水）

【配布金額】

1世帯につき、**6,000円分**（共通券1,000円×3枚、限定券1,000円×3枚）ただし、ひとり親家庭等の支援として児童扶養手当受給資格者には、**4,000円分**を別途児童福祉課から配布します。

【配布方法】

世帯主宛に特定記録郵便にて送付。

【使える店】

7月13日時点での登録店一覧を「桜井サポート商品券」と同封して、郵送しておりますが、市では利用期間終了まで、随時登録店の募集はしております。

共通券（すべての登録店で利用できます）

限定券（※小規模登録店でのみ利用できます）

※店舗面積500㎡を超える、小売店に関しては、その他登録店。

それ以外は、小規模登録店になります。

【利用方法】

- 登録店でのお買い物（下記に記載するものを除く）際、1,000円につき1枚利用でき、1,000円未満の利用はできません。

市内事業所応援キャンペーン 桜井サポート商品券事業の実施について

【桜井サポート商品券が利用できないもの】

- ・ 出資又は債務の支払い（税金、振込手数料、電気、ガス、水道料金等）
- ・ 有価証券、クーポン、ビール券、図書券、切手、印紙プリペイドカード等の換金性高いものの購入
- ・ たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- ・ 現金との換金、金融機関への預け入れ
- ・ 転売目的による商品等の購入
- ・ 事業上の取引（商品仕入れ等）
- ・ 娯楽業（パチンコホール、ゲームセンター、麻雀店、その他遊技場）への支払い
- ・ 家賃・地代・駐車料等への支払い
- ・ 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ・ 性風俗関連特殊営業への支払い